

税務トピックス ～所得税～

紹介状作成料として健康保険が適用される文書料は、
医療費控除の対象になる医療費に該当

国税庁HPに公表された事例をご紹介します。

1. 事例

当初診療を行ったA病院から紹介状（以下「本件紹介状」）を受け取り、紹介先のB医院に本件紹介状を交付し、引続き治療を行いました。この際、本件紹介状の作成料として、A病院に健康保険が適用される文書料（以下「本件文書料」）を支払いました。

この場合、本件文書料は医療費控除の対象となる医療費に該当するか。

2. 医療費とする見解となる理由

通常、医療費控除の対象となる医療費は以下のものとされています。

- ① 医師等による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるもの
- ② その対価については、その病状等に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額
- ③ 医師等による診療等を受けるために直接必要な通院費や医師等の送迎費などの費用で、通常必要なもの

この前提からは、いわゆる診断書作成料については「医師が診療又は治療した内容等を記載した文書の発行に係る手数料」であり、その発行された文書は、生命保険会社等へ給付金等を請求する際の提出書類等として使用されるが一般的であることから、「医師等の診療又は治療の対価」に該当せず、医療費控除の対象にならないと考えられます。

しかしながら、次の理由から、本件文書料の場合は、医療費控除の対象となる医療費に該当すると解されます。

- ① 本件紹介状は、A病院が、その後の診療をB医院で継続して適切に受け取ることができるよう作成されたものであり、本件紹介状に係る本件文書料は、B医院による診療を受けるために直接必要な費用と考えられること。
- ② 本件紹介状のような診療情報提供書による医療機関同士の連携は、医療機関間で通常行われる行為であり、その作成費用（＝本件文書料）は、B医院での診療に当たって通常必要なものと考えられること。
- ③ 本件文書料は、診療情報提供料に該当するものであり、「保険医療機関が、診療に基づき、別の保険医療機関での診療の必要を認めた上で、紹介先保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定」されるものであることからすれば、医師等による診療等の対価として、通常必要なものであり、その症状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額と考えられること。